

学校の文化部活動に係る活動方針

宇和島市立城東中学校
校 長 利 根 建 樹

1 はじめに

宇和島市立城東中学校（以下「学校」という。）の文化部活動において、宇和島市立中学校に係る文化部活動の方針（以下「宇和島市方針」）に則り、生徒にとって 望ましい芸術文化等の活動に親しむ環境を構築するという観点に立ち、以下の３点を重視して地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施する。

- 知・徳・体のバランスのとれた、「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、芸術文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、豊かな感性・情操や想像力等を育むことができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

（１）年間計画の策定等

ア 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 部活動指導員の任用・配置に当たっては、愛媛県教育委員会の指導の下、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。

ウ 上記イの、部活動指導員の任用・配置に当たっての留意事項については部活動指導員以外の部活動外部指導者にも適用するものとする。

エ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術・文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

カ 校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応を検討する。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（２）文化部活動用指導手引の活用

文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成・公開する、文化部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引（習熟に応じた１日２時間程度の活動メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや効果的な活動方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を積極的に活用して、３（１）に基づく指導を行う。

（３）地域の特性を活かした運動部活動の推進

宇和島市大綱においては、「より多くの市民が文化芸術に身近にふれ、個性豊かで創造的な市民活動を行えるよう、市民主体の文化芸術活動を促進する環境整備を進める」という今後の取組の方向性を示している。このことに基づき、生徒が、質の高い芸術文化等の活動に親しむとともに、日頃の成果発表の場を提供するため、教育委員会及び各分野の関係団体等と連携を図りながら、文化部への支援、指導者の資質向上のための研修会等を通じて、文化部の合理的かつ効率的・効果的な活動を支援する。

4 適切な休養日等の設定

（１）文化部活動における休養日及び活動時間

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校以外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり２日以上休養日を設ける。（平日は水曜日を休養日とする。土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ １日の活動時間は、長くとも平日２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（２）適切な指導と公表

校長は、上記の基準を踏まえるとともに、宇和島市教育委員会が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 休養日及び活動時間等の設定

上記基準による他、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や社会教育施設文化施設の活用、各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等のための環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方の中で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等

(1) 主催団体との連携

校長は、学校の文化部が参加する大会等や要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等が開催される様々な大会等に参加することが生徒や文化部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数等を精査する。

(2) 大会参加の目安

各学校の文化部が参加する大会数の上限の目安は、月あたり1大会程度とする。

(3) 大会参加の精査

校長は、上記(2)の目安を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化

部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。